

## 議 第 6 号 議 案

種苗法改定案の取り下げを求める意見書の提出について  
種苗法改定案の取り下げを求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第  
13条の規定により、提出します。

令和2年3月12日提出

富士見市議会議長 篠 田 剛 様

提出者 富士見市議会議員 小 川 匠

賛成者 同 根 岸 操

### 提 案 理 由

種苗法改定案の取り下げを求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国会  
及び政府に対して提出するため、この案を提出します。

## 種 苗 法 改 定 案 の 取 り 下 げ を 求 め る 意 見 書

農林水産省は「優良品種の持続的な利用を可能とする植物新品種の保護に関する検討会」で種苗法の現行制度の見直しを検討、2019年11月15日、新品種保護に関する対策をとりまとめ、これを元に2020年1月20日に召集された第201回国会に種苗法改定案が上程された。

現行法で原則として農家に認められてきた登録品種の自家増殖を「許諾制」という形で事実上一律禁止する改定案により、これまで認められてきた農家のタネ取り（自家増殖）の権利が著しく制限されると同時に、許諾手続き、費用、種子の毎年の購入など、農家にとっては新たに大きな負担が発生することとなる。これは農家の経営を圧迫し、ひいては地域の農業の衰退を招きかねず、国連「家族農業の10年」や「小農の権利宣言」の精神とも相反するものである。

また、農林水産省は今回の改定が「日本国内で開発された品種の海外流出防止のため」であることを強調しているが、シャインマスカットやいちごのような海外への登録品種の持ち出しや海外での無断増殖をすべて防ぐことは物理的に困難であり、有効な対策は、海外での品種登録を行うことが唯一の方法であると農林水産省自身もかつて認めており、海外での育成者権の保護強化のために日本国内の農家の自家増殖を禁ずる必要性はない。

在来種（一般品種）は育成者権の対象外としているが、一般品種が登録される可能性も否定できない。今回の法案では裁判の際には特性表に基づいてのみ判断するとされるため、育成者権者にとっては大変有利である一方、農家を委縮させ、在来種の栽培やタネ取りを断念させる可能性もある。その結果、地域で種子を守ってきたタネ取り農家とともに多様な種子が失われ、消費者の選ぶ権利を奪うことにもなりかねない。また、地域の中小の種苗会社が資金的に品種登録をする余裕がない場合、高額な登録料を支払うことのできる特定の民間企業による種子の独占や市場の寡占化が進み、農家や消費者の選択肢をより一層制限することになる。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、地域農業や農家、消費者の権利を守り、安定した農作物・食料を確保する観点から、農家の権利を制限する種苗法改定案を取り下げることが強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	安倍晋三様
農林水産大臣	江藤拓様